

令和 2 年度法令改正一覽

一般高圧ガス分抜粋

(1) 一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令

(省令第 12 号 令和 2 年 2 月 28 日制定・施行)

(保安統括者の選任等) 第六十四条

2.5 イ (新設) 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ (新設) 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ (新設) 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について(内規)

(20200213 保局第 2 号 令和 2 年 2 月 28 日制定・施行)

第 64 条関係 (新設)

第 2 項第 5 号中「圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）」とは、次に掲げる要件に適合する講習とする。

(1)講習を実施する者は、以下の要件を全て満たしていること。

① 圧縮水素スタンドの保安に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人

② 講習を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力がある法人

③ 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当しない法人

④ 役員のうち、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいない法人

(2)講習を実施する者は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上の講習を行う。

(3)講習の講師は、(2)に掲げる表の科目に応じて専門的な知識経験を有する者であること。

(4)講習を実施する者は、(2)に掲げる講習を受けた者に対して、その講習に係る修了検定を行うこと。

(5)講習を実施する者は、(2)に掲げる講習を受け、かつ、(4)に掲げる修了検定に合格した者に対して、講習修了証を交付すること。講習修了証は、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、受講期日及び講習を修了した旨その他必要な事項を記載すること。

(6)講習を実施する者は、講習の施行の場所及び期日その他当該講習に関し必要な事項並びに(1)から(5)までに掲げる要件を満たす講習である旨を、あらかじめ、公示すること。

(3) 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

(20200528保局第 1 号 令和2年6月15日制定 7月1日施行)

第22条関係(新設)

第 2 項第 2 号ロ及び第 3 号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。

① 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 JIVAS-F32:2020）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2 回以上転載を行う場合にあっては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。）

②「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2020 普第 42 号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同マニュアルに定める転載証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2 回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。）

第 29 条関係(新設)

(1) 第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。

①「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 JIVAS-F32:2020）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2 回以上転載を行う場合にあっては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。）

②「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法人日本ガス協会文書 2020 普第 42 号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同マニュアルに定める転載証明書を附属品再検査実施者に提出する場合（2 回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。）

(4) 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（20200608 保局第 2 号 令和 2 年 6 月 26 日）

一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第 86 条関係(新設)

第 2 項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第 4 又は別表第 5 の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。

第 88 条関係(新設)

第 2 項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第 4 又は別表第 5 の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。

第 89 条関係(新設)

第 2 項及び第 6 項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第 4 又は別表第 5 の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

(5) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について（内規）

（制定 20200715 保局第 1 号 令和 2 年 8 月 6 日制定・8 月 7 日施行）

I. 高圧ガス保安法関係

第 2 条関係（定義）

液体に気体が溶解している状態での当該気体（溶解ガス）は、圧縮ガスとして取扱い、第 1 号による。

第 4 号における高圧ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は、液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高圧ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のものの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のものの双方を意味するものとする。「液化ガス」とは、現に液体であって

① 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいう。以下②において同じ。）が 40℃以下のもの又は

② 大気圧下における沸点が 40℃を超える液体が、その沸点以上かつ 1MPa 以上の状態にある場合のものをいう。ただし、①括弧内の注釈が本内規に追加された平成 23 年 7 月 4 日以前に設置された設備設置のための工事に着手している設備も含む。）のうち、当該設備の設置時又は工事着手時に当該設備の所在する都道府県がこの注

釈とは異なる解釈に基づいて高圧ガス保安法の適用を受けないと判断していた設備であって、都道府県が以下の 1) 及び 2) のいずれにも該当すると判断するものについては、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行うまでの間、所在都道府県の従前の解釈によるものとする。

1) 設置時に特定設備検査を受けていないなど、当該設備を含む製造施設の大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わない限り高圧ガス保安法に基づいた許可又は届出の手続を行うことが困難であると認められること。

2) 大規模改修又はスクラップアンドビルドの工事を行わなくても、高圧ガス保安法に定める技術上の基準が求める安全水準と同等の安全性を有すると判断されること。

②規定中「1MPa以上の状態」が本内規に追加された平成28年11月1日以前に設置された設備（許可の申請をしているものを含む。）については、従前の解釈によるものとする。ただし、新たな規定を適用することにより、当該設備を法の適用から除外とするために法第14条第2項に基づく軽微変更届又は法第21条第1号若しくは第2号に基づく廃止届を行った場合にあっては、その限りでない。また、法第14条第2項の届出を行う場合にあっては、法の適用から除外させる設備の範囲を明確に示すものとする。「圧力」とは、第1号から第3号までの前段においては、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（①機械的加圧②加熱③化学反応④その他）の如何を問わないこととする。また、第1号から第3号までの後段及び第4号においては、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まないものとする。

第3条関係（適用除外）

(1)第1項第6号中「電気工作物」の適用範囲となる「液化ガス用貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、平成9年6月1日以降に施設されるものについては、燃料用以外の液化ガス用貯槽も対象に含めるものとし、同年6月1日現在で施設され、又は施設に着手されているものについては、「液化ガス燃料設備」に限られるものとする。

(2)第1項第7号中「附属施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号及び第43条の3の5第2項第5号における附属施設（核燃料施設の中の圧力容器を含む。）と同じとする。

第5条関係（製造の許可等）

(1)法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のものにのみ適用する）。

① 事業所（冷凍事業所を除く。）に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算するものとする。ただし、次の（イ）又は（ロ）に掲げる場合については、この限りでない。

（イ）同一の処理設備が並列で設置され、同時に稼働できないことが確実である場合

（ロ） 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100m³（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表の上欄に掲げるガスにあっては表の下欄に掲げる値）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第10条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者にあっては、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの）を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合なお、（ロ）に掲げる場合において、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理能力を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあっては、当該届出に当たり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

② 計算について

（イ） 設備能力、公称能力の24時間値を採用することができるのは、設備を最大稼働した場合のそれぞれの処理設備の処理能力と公称又は設計能力との差が少ない場合に限る。

（ロ） 付属冷凍は、圧縮機、蒸発器、凝縮器等の高圧ガス処理能力計算の例により合算するものとする。

（ハ） 処理能力は、理想気体換算とする。（単位 m³/日（Normal））

ただし、コールド・エバポレータについては液量によるものとする。

（ニ） 高圧ガスと高圧ガス以外の混合物にあっては、高圧ガスのみを算出対象とする。

(2)第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「高圧ガスの製造」は、以下に掲げる試験等は含まないこととする。

① 圧縮機等の製造又は輸入をした者が、その製造又は輸入した機器の性能検査をする場合等の試運転及び容器等の製造又は輸入をした者が、その製造又は輸入した容器等に対して行う耐圧試験、気密試験のための充填等

② 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて実施する水素の計量管理、品質管理及び充填性能確認（以下「検査充填」という。）

③ 容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為（容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合において、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所において、容器再検査のために必要な高圧ガスを容器に充填する行為を含む。）（以下「再検査充填」という。）

(3)道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第 1 号の原動機又は第 6 号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることのみを目的として行われる加圧又は圧縮（走行の用に供するための整備を行う際に、常用の圧力以下の圧力で加圧又は圧縮することを含む。）については、第 1 項第 1 号の「高圧ガスの製造」には該当しないものとする。

(4)第 1 項第 2 号中「冷凍」とは、冷蔵、製氷その他の凍結、冷却、冷房又はこれらの設備を使用してする暖房、加熱を意味する。

(5)第 2 項「製造の事業を行う者」とは、製造を継続、かつ、反復して行うものであって、例えば、詰替を業とする者又は 1 日の処理容積が100m³（高圧ガス保安法施行令第 3 条表の上欄に掲げるガスにあっては表の下欄に掲げる値）未滿の設備を使用する製造業者が本項の適用を受けることとなる。

(6)処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

(7)法に規定する高圧ガスの製造等の許可を受けるべき者は、実際に高圧ガスの製造等に携わる者（法人又は個人）である。したがって、例えば甲と乙との間に高圧ガスの充填作業について請負契約が成立し、甲が乙から請負って実際に高圧ガスの充填作業に携わるときは法第 5 条の規定により許可を受けるべき者は甲である。

(8)一般高圧ガス保安規則第 7 条の 4 の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて顧客自らが行う車両への充填に係る行為は、本条第 1 項の製造の許可を受けた事業者による指示・監視及び設備の安全対策等に基づく保安管理体制の下で行われることとなるため、車両への充填に係る行為に従業者が行う場合と同様に、当該製造の許可を受けた行為であるとみなす。

(9)製造、貯蔵及び消費の境界域の類型及び事例については、次を参照されたい。

境界域の類型及び事例

（*ここでいう「貯蔵」とは「製造」と一体化していない「単なる貯蔵」をいう。）

(6) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法に関する技術基準の細目を定める告示（一部新設）（告示第169号 令和2年8月6日制定・施行）

（保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等）

第九条 十七 監視所において圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備一般高圧ガス保安規則第七条の四第一項第二号イからハまで又は同条第二項第二号

(7) 一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（令和2年8月6日制定・施行）

（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（新設）

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第

- 二十七号まで、第三十二号及び第三十八号から第四十二号まで、前条第一項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十八号まで並びに前条第二項第六号、第十号から第二十三号まで、第二十五号、第三十三号へ、第三十五号及び第三十七号の基準に適合すること。
- 二 圧縮水素スタンドの運転中において、当該圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備を備えた事務所等（以下「監視所」という。）を設けること。また、当該監視所は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 第六条第一項第五号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十八号、前条第二項第六号、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号並びに本項第三号の二に係る技術上の基準）第七条の三規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。
- ロ 第六条第一項第五号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第六号、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。
- ハ 第六条第一項第五号、第二十五号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第三号から第五号まで、第十七号、第十八号並びに前条第二項第六号、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。
- ニ 圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為を目視により確認できる措置を講ずること。
- ホ 顧客に対し必要な指示を行うための措置を講ずること。
- ヘ 製造施設が危険な状態になったときに、必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置を講ずること。
- 三 通信の遮断により、前号イからハまでのいずれかの機能が失われたときは、製造設備の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。
- 四 ディスペンサーの周囲の地盤面には、充填する車両の充填口を考慮した当該車両の停止位置を表示すること。
- 五 ディスペンサーには、見やすい箇所に当該ディスペンサーの操作方法を表示すること。
- 六 ディスペンサーには、人体に蓄積された静電気を除去する措置を講ずること。
- 七 充填用のノズルには、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置を講ずること。
- 八 充填用のノズルは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を供給している間は当該燃料装置用容器から外れない構造とすること。
- 九 充填用のノズルには、凍結しないための措置を講ずること。
- 十 ディスペンサーには、誤発進を防止するため、充填が終了した後に、顧客による充填用のノズルの収納が確実に行えるようにするための措置を講ずること。
- 2 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。
- 一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号、前条第一項第一号の二から第一号の四まで、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二から第三十七号まで並びに前項第三号から第十号までの基準に適合すること。
- 二 監視所は、前項第二号二からへまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 第六条第一項第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十三号八及び第三十五号並びに前項第三号の規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。
- ロ 第六条第一項第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号及び第三十五

号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。

- 八 第六条第一項第二十五号及び第三十二号、前条第一項第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。
- 3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第六条第二項第一号イ及び八、第二号イ、八、又及びル、第四号から第六号まで並びに第八号並びに前条第三項第三号、第四号、第六号並びに第七号の基準に適合すること。
- 二 第六条第二項第四号の規定により行う点検は、直接目視により行うこと。
- 三 圧縮水素スタンドの運転中は、監視所において圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと。
- 四 圧縮水素スタンドの運転を管理する電子計算機は、当該圧縮水素スタンドに危険が生じるおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保すること。

(8) 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規) (20200727保局第 1 号 令和2年8月4日制定・施行) (改正)

3. 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

(1) A 級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

~~㊦ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テレビによるもの等）、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きい（※1）と認められる事故（※1:NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）~~ (削除)

(2) B 級事故

A 級事故以外の事故であって、次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

~~㊦ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が含まれている場合等）、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きい（※2）と認められる事故（※2:NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）~~ (削除)

事故発生時における報告項目(別紙)

10. その他（職員派遣状況、報道状況、周辺状況などについて特記事項があれば記載）：(改正)

※本文の1.～10.について、必ず記載し、「なし」、「不明」、「確認中」等の場合についてもその旨を明示する。

都道府県における高圧ガス・石油コンビナート事故対応について(別添1)

5. 事故の再発防止対策等

(4) 事故当事者による法令違反（事故原因に関係のないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。事故当事者に法令違反がある場合には、法令に基づき必要な処分を行う。直近1年以内の事故当事者の高圧ガス保安法における法令違反の有無を確認すること。(改正)

高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領(別添2)

37. 法令違反の有無

事故当事者による法令違反（事故原因に関係のないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討した結果を記載する（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）。直近1年直近1年以内に事故当事者において高圧ガス保安法における法令違反がある場合は、その旨を記載する。(改正)

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領(別添3)

18. 法令違反の有無

事故当事者による法令違反（事故原因に関係のないものを含む。）及び事故当事者の関連事業者による法令違反（事故原因に係るものに限る。）について調査検討した結果を記載する（高圧ガス保安法以外の他法令の

違反についても含む。) 。直近 1 年以内に事故当事者において高圧ガス保安法における法令違反がある場合は、その旨を記載する。(改正)

(9) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について (内規) (20200715保局第1号 令和2年8月6日 制定・施行)

1. 高圧ガス保安法関係

第5条関係 (製造の許可等) (新設)

(8) 一般高圧ガス保安規則第7条の4の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて顧客自らが行う車両への充填に係る行為は、本条第1項の製造の許可を受けた事業者による指示・監視及び設備の安全対策等に基づく保安管理体制の下で行われることとなるため、車両への充填に係る行為に従業者が行う場合と同様に、当該製造の許可を受けた行為であるとみなす。

第48条関係 (充てん) (新設)

一般高圧ガス保安規則第7条の4の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ当該圧縮水素の充填を行う際に、当該容器が第1項第5号に該当するものであることを事業者が確認する場合には、同規則第7条の4第3項第1号で準用する同規則第6条第2項第2号又はルに基づき行う確認と同様の方法により行うものとする。(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第7条の4関係参照)

2. 一般高圧ガス保安規則関係

第3条関係 (新設)

(3)第7条の4に規定する圧縮水素スタンドは、保安管理上、同条第1項第2号に規定する監視所と密接不可分の関係にあるものであり、これらが地理的に離れていても同一の事業所として扱う。なお、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とは、監視所の所在地を管轄する都道府県知事ではなく、実際に高圧ガスを取り扱う圧縮水素スタンドの所在地を管轄する都道府県知事である。

第7条の4関係 (新設)

(1) 圧縮水素スタンドにおいて圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ当該圧縮水素の充填を行う際に、当該容器が第3項第1号で準用する第6条第2項第2号又はル中「15年を経過したもの」等であるか否かを事業者が確認する場合には、当該事業所の従業者が直接目視により確認する方法又はこれと同等程度の適切な方法(例えば、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(容器則細目告示)の様式で定められた車載容器総括証票に記載された情報を記録した記録媒体と販売時点情報管理(POS)システムの連動により行う相互の情報の照合と、これを補完するための監視による確認を組み合わせた方法等)により、事業者の責任において当該基準を確実に遵守するための措置を講じてすること。

(2) 第1項第2号イ及び第2項第2号イ中「設備又は措置の運転状況を監視する措置」は、設備の異常の有無を確認し必要な制御を行うために、当該設備の状態を常時把握する必要があるものを対象とし、例えば、機器類の圧力・温度等の情報を電気信号で外部発信しない計測器の測定情報、自力式で開く安全弁の作動状況、消火設備の設置状況、貯槽や充填容器を被覆している断熱材の外観、保安電力の残容量等は、巡回点検の際に確認するものとし、必ずしも監視を要しない。

(3) 第3項第3号中「顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと」とは、顧客の入場から退場までの安全を確保するため、例えば、監視所に常駐する監視者が、入場センサー等により顧客の入場を即座に確認するとともに、インターホン等により顧客の一連の行為に対し必要に応じて補助又は非常時の指示等を適切に行うこと等をいう。

第63条関係 (新設)

(1) 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、第64条第2項各号に規定する「保安について監督させる場合の者」(保安監督者)等による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」とあるのは、「保安監督者その他従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。

(2) 第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにおいて、第64条第2項第5号に規定する「保安について監督させる場合の者」(保安監督者)による保安管理体制をとる場合、第2項各号に掲げる事項の細目を定める危害予防規程には、危険時の措置を含む保安管理体制の運用を具体的に示すために、当該圧縮水素スタンド及び監視所の所在地、保安監督者の職務、監視所で監視を行う者の職務、監視の体制、第7条の4第3項第2号の点検を行う者(点検者)の職務、法第36条第1項の災害の発生の防止のための応急の措置(以下「危険時の措置」という。)を行う者の

職務及び常駐する場所（当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに危険時の措置に対応できる場所とすること。）の所在地、駆けつけ時間及び当該時間を定めた根拠、付近の住民への退避警告に関する事等も明記すること。

ここでいう駆けつけ時間とは、当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（広域災害等により駆けつけが困難な場合を除く。）に、保安監督者又は危険時の措置を行う者が、異常を覚知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30分を超えない範囲で、法第36条第1項が求める内容に照らして合理的な時間を設定すること。この駆けつけ時間を定めるにあたっては、瞬時に発災があった場合も想定することとし、事故時、災害時の対応に影響を与える要因（例えば、圧縮水素スタンドの保安設備の整備状況、圧縮水素スタンド周辺の立地環境、周辺住民の理解及び地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案すること。

(10) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について（内規）

(20201014保局第1号 令和 2年10月30日制定・施行)

別表関係

(2) 別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。別表第3下欄中「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

(11) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について（内規）

(20201022保局第1号 令和 2年11月9日制定・施行)

第63 条関係

(1) 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、第64条第2項各号に定める要件を満たし、製造に係る保安について監督する者（以下「保安監督者」という。）等による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」とあるのは、「保安監督者その他従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。

(2) 第7条の3に規定する圧縮水素スタンド又は第8条の2に規定する移動式圧縮水素スタンドにおいて、1名の保安監督者が同時に2以上の圧縮水素スタンド等の保安の監督に係る業務を兼務する保安管理体制をとろうとする場合（以下、当該保安監督者を「兼任保安監督者」といい、その選任の要件及び職務については、第64条関係に定めるとおりとする。）、当該2以上の圧縮水素スタンド等においてそれぞれ定める危害予防規程に規定すべき第2項各号に掲げる事項の細目には、以下の内容も明記すること。

- ① 兼任保安監督者に関する事（兼務する他の全ての圧縮水素スタンド等の名称及び所在地、兼任保安監督者が圧縮水素スタンド等以外の場所で待機する場合には、待機場所の所在地、選任の方法並びに具体的な職務の内容）。
- ② 保安監督者に準ずる者（以下「準保安監督者」といい、その選任の要件及び職務については、第64条関係に定めるとおりとする。）に関する事（選任の方法及び具体的な職務の内容）。
- ③ 兼任保安監督者、準保安監督者その他の従業者の責任権限及び指揮命令系統に関する事。
- ④ 緊急時における事業者の組織的な支援体制に関する事。
- ⑤ 同時発災時を想定した応急の措置に係る訓練及び保安教育の実施に関する事。

第64 条関係

(1) [略]

(2) 第2項第1号及び第3号から第5号までの場合において、事業者は、事業所ごとに保安監督者を1名以上選任し（代理者の選任及び交替制をとっている事業所における交替制の直ごとの選任は必ずしも要しない。）、法第32条第1項から第3項までに規定する保安統括者等の職務に相当する職務を行わせることとする。保安監督者は、高圧ガス製造施設を使用する間、第7条の4に規定する圧縮水素スタンドの場合を除き、常時である必要はないが極力常駐するか又は速やかに事業所に駆けつけられる場所に待機するようにすることが望ましい。また、保安監督者が事業所に不在となる際には、当該保安監督者と常に連絡を取ることができる体制を確保すること。

(3) 上記(2)にかかわらず、第 7 条の 3 に規定する圧縮水素スタンド及び第 8 条の 2 に規定する移動式圧縮水素スタンドに限り、次の要件を満たす場合には、当該圧縮水素スタンド等において、第 2 項第 5 号に定める保安監督者として兼任保安監督者を選任し、当該兼任保安監督者による保安管理体制をとることができるものとする。

- ① 事業者は、圧縮水素スタンド等ごとに兼任保安監督者を 1 名以上選任し（代理者の選任及び交替制をとっている圧縮水素スタンド等における交替制の直ごとの選任は必ずしも要しない。）、法第 32 条第 1 項から第 3 項までに規定する保安統括者等の職務に相当する職務を行わせるとともに、それぞれの圧縮水素スタンド等における保安の維持の状況等について、1 週間に 1 回以上、緊急時は少なくとも異常を覚知してから 24 時間以内に、当該圧縮水素スタンド等に自ら赴き確認させること。併せて、事業者は準保安監督者を 1 名以上選任し、当該圧縮水素スタンド等に常駐して製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の応急措置を行わせること（交替制をとっている場合には交替制の直ごとに配置することとする。）。
 - ② 兼任保安監督者は、一つの圧縮水素スタンド等における保安監督者としての 6 月以上の実務経験及び圧縮水素スタンド等の従業者を指揮する能力を有すること。
 - ③ 兼任保安監督者は、高圧ガス製造施設を使用する間、圧縮水素スタンド等に常駐する必要はないが、不在となるときには常に連絡を取ることができる体制を確保すること。
 - ④ 準保安監督者は、圧縮水素の製造に関し 1 年以上の経験を有する者又はそれと同等以上の能力を有する者として、圧縮水素スタンド等の設備の構成及び運転業務を熟知し、あらかじめ定められた業務規程や業務マニュアル等の要領に従い適切に職務を遂行することができる者として、措置に対応できる場所とすること。）
 - ⑤ 兼任保安監督者、準保安監督者その他の従業者の責任権限及び指揮命令系統を明確にすること。
 - ⑥ 事業者は、緊急時における兼任保安監督者又は準保安監督者からの要請に応じた対応ができる組織的な支援体制を確保すること。
 - ⑦ 事業者は、同時発災時を想定し、兼任保安監督者、準保安監督者、その他の従業者による応急の措置に係る訓練を行うとともに、従業者に対する保安教育を実施すること。
 - ⑧ 事業者は、上記①から⑦までの要件に基づき定めた内容を危害予防規程及び保安教育計画に明記するとともに、兼任保安監督者及び準保安監督者の選任における判定及び従業者の教育に際しては、それらの実施に係る記録を残すこと（なお、危害予防規程及び保安教育計画の策定に当たっては、JPECTD0005（2020）「保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針」及びJPEC-TD 0006（2020）「保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針」を参考にすること。）。
- (4) 第 2 項第 5 号の事業所において用いられる冷凍設備であって、第 7 条の 3 関係 1. で規定する冷凍設備であり、かつ、冷凍保安規則第 3 6 条第 2 項第 1 号イからチまでに掲げる要件を満たすものにあつては、保安について監督させる者又は従業者が常駐しなくても運転できるものとする。
- (5) [略]

(12) 省令改正（12 月 28 日号外特第 108 号より）

押印を求める手続きの見直し等の為の経済産業省関係省令の一部を改正する省令 経済産業省省令第九十二号

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第三十条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、第六、第九、第十一～第十四、第十七、第十八、第二十一～第二十三、第二十八の二～三、第二十九、第三十、第三十二、第三十三～第三十八、第四十、第四十一、第四十四、第四十六、第五十、第五十二～第五十五の三、第五十五の六、第五十五の七、第五十八中「@」及び「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 5 6 も同様」を削り、様式第十九、第二十八の四及び第四十二中「高圧ガス保安協会 @」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定保安検査機関名 @」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十九及び第六十中の「@」を削除する。